

部会中間報告（民法（債権関係）部会）

第1 審議経緯

- 第160回会議（平成21年10月28日開催）において、次のとおり諮問がされた。

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」（諮問第88号）
- 上記諮問に応じて民法（債権関係）部会が設置され、平成21年11月以降、平成22年9月28日開催の会議を含めて合計15回の会議を開催。
- 民法第3編「債権」の規定のほか、同法第1編「総則」のうち第5章（法律行為）、第6章（期間の計算）及び第7章（時効）の規定を検討対象とし、事務管理、不当利得及び不法行為の規定は、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限定して見直し。

第2 審議スケジュール

- 改正要綱案を取りまとめる具体的な期限は未定。
- 平成23年4月を目途に中間的な論点整理を行ってパブリック・コメントの受付に付するという中期的な目標を設定し、現在、これに向けて審議中。

第3 審議状況の概要

- 平成22年7月までに、債権総則（損害賠償の要件・効果、保証債務の在り方等）、契約総則（解除の要件・効果、危険負担等）及び民法総則（意思表示、代理制度の在り方、時効制度の在り方等）について審議。
- 平成22年9月以降、売買などの各種の契約について審議。
- 審議と並行して、債権の譲渡禁止特約が企業の資金調達に与える影響や、不動産の賃料債権による資金調達の実態等について、実態を調査。